

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年2月27日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)京町三丁目共同住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都港区南青山一丁目15番5号 興和不動産株式会社 常務取締役住宅事業本部長 井上 和章
	指定開発行為の名称	(仮称)京町三丁目共同住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区京町三丁目26 ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積 約14,587㎡ 計画戸数 366戸 計画人口 1,102人 建築計画 延べ面積:約42,558㎡ 高さ :約42m
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成20年12月 完了予定:平成22年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成20年2月27日(水)から 平成20年4月11日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間 川崎市:午前8時30分から午後5時まで 横浜市:午前8時45分から午後5時15分まで
	縦覧場所	川崎市:川崎区役所、田島支所及び本庁(環境局環境評価室) 横浜市:鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成20年4月11日(金) (郵送の場合は、平成20年4月11日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm